

感 発 0 2 2 9 第 1 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日

各 検疫所長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

検疫所長等制服の貸与に係る取扱いについて (通知)

検疫所長等制服の貸与については、「検疫所長等制服貸与規程の制定について」(昭和35年4月8日付け厚生省発衛第170号。以下「次官通知」という。)の「検疫所長等制服貸与規程」により運用されているところであるが、今般、「『検疫所長等制服貸与規程の制定について』の廃止について (通知)」(令和6年2月29日付け厚生労働省発感0229第1号)により、次官通知を令和6年3月31日限りで廃止することとした。

このため、検疫所長等制服の貸与に係る取扱いについては、下記に基づき運用することとし、次官通知の留意事項を定めている「検疫所長等制服貸与規程の施行について」(昭和35年4月8日付け厚生省発衛第170号)は令和6年3月31日限りで廃止することとする。

記

(1)本通知の取扱いについて

検疫所長等制服(昭和27年厚生省令第44号)に定める制服(以下単に「制服」という。)の貸与については、この通知の定めるところによるほか、物品としての原則的取扱いについては、物品管理法(昭和31年法律第113号)、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)、物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令第85号)及び厚生労働省所管物品取扱規程(平成13年厚生労働省訓令第30号)に基づき、取り扱わなければならないこと。

(2)制服の貸与について

- ① 制服は、検疫所長、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫官に貸与すること。
- ② 制服は、①に規定する者以外の者であって、検疫所長が検疫業務の執行上特に必要があると認めたものに貸与することができるものであること。
- ③ 貸与する制服の員数の目安及び種類は、別表に定めるところによること。
- ④ 被貸与者は、やむを得ない場合を除き、勤務外に着用してはならないこと。
- ⑤ 被貸与者が次のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに制服を返納しな

ればならないこと。

ア 離職、休職又は死亡したとき。

イ 制服の貸与を受けない職務に転じたとき。

ウ 制服が損傷して使用に耐えなくなったとき。

(3)制服の管理について

検疫所長は、毎年一回以上貸与している制服の交換希望について調査を行なうこと。

(4)制服の引継ぎについて

検疫所長は、被貸与者が他の検疫所に異動したときは、その貸与を受けた制服を新所属の検疫所長に引き継がなければならないこと。

(5)その他

① 検疫所長は、本通知に定めるもののほか、制服の貸与について、当職の承認を得て、内規を定めることができるものであること。

② 検疫所長等服制の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第31号）附則2項の規定によりなお従前の制服を用いている被貸与者の制服については、本通知にかかわらず、なお従前のとおり取り扱うこと。

別表

一 共通

種 類	員数
帽	一個
胸 章	一個

二 男性

種 類	員数
合 服	二着
夏 服	二着（上衣は四着）

三 女性

種 類	員数
合 服	三着（上衣は二着）
夏 服	三着（上衣は四着）

四 妊婦

種 類	員数
合 服	二着
夏 服	二着

（補足）

「四 妊婦」に該当する制服は、ベスト、乙ズボン、乙スカート、夏服ベスト、夏服乙ズボン及び夏服乙スカートである。